

奈良県立万葉文化館庭園管理業務特記仕様書

1. 業務の目的
本管理業務は、奈良県立万葉文化館の来館者等が、万葉庭園等を快適に利用できる潤いと憩いの場所として、除草や清掃等の作業を通じ常に良好な美観を維持・管理することを目的とする。
2. 業務の履行場所
奈良県高市郡明日香村大字飛鳥地内
奈良県立万葉文化館敷地内万葉庭園（駐車場、中庭を含む）及び南側の山系圃場
3. 履行期間
契約の日から平成30年3月31日まで
4. 委託業務特記仕様
 - (1) 芝生管理
 - ・芝生の刈り高は、監督職員と協議のうえ、芝生の場所ごとに決定すること。
 - ・発芽抑制剤は、イデトップ（0.1cc/m²）又は同等品以上とする。
時期は、2～3月初旬とする。
発芽抑制剤の散布は、芝以外の植物に薬剤がかからないように保護策を講じること。
 - ・目土の覆土は、監督職員と協議のうえ、芝生の場所ごとに決定すること。
時期は、3月中下旬とする。
 - ・施肥は、サンバイオセラム（A:300g/m²、B:150g/m²）または同等品以上とする。
時期は、1回目の芝刈り後、引き続き施肥を行う。
 - ・芝刈りは、年5回（6月、7月、8月、9月、10月）を標準として、現場状況を勘案しながら監督職員と協議して時期及び回数などを決定する。
 - (2) 除草
 - ・機械除草の刈り高は、5cm前後とする。草刈の時期は、4月、6月、8月、10月の年4回を目途とし、現場の状況に応じて時期をずらすものとする。
 - ・抜き取り除草は、現場状況を勘案しながら監督職員と協議して時期及び回数などを決定する。
 - (3) 樹木等の剪定・施肥・薬剤散布補助
 - ・高所作業時の安全確保に十分に留意する。
 - ・剪定により発生した落枝の整理等を速やかに行うものとする。
 - ・作業の時期及びその他剪定等に付随する補助作業内容については、現場状況を勘案しながら監督職員と協議をして決定する。
5. 作業員等の配置
 - (1) 受託者は、庭園管理業務を円滑に実施するための必要な作業員を配置する。
 - (2) 受託者は、庭園管理業務を監督する業務責任者1名を選任し、万葉文化館の承認を受けるものとする。
 - (3) 作業実施日及び作業員の配置は、別紙庭園管理業務作業内容による。ただし、天候等による作業計画の変更が必要な場合は、配置人員の増減により対処するものとする。
 - (4) 受託者は、庭園管理業務に従事する作業員の名簿を万葉文化館に届けるものとする。
6. 観光ガイド等
庭園管理業務の実施に関連し、奈良県立万葉文化館の来館者等に対する明日香村の観光案内、文化財の案内などを必要に応じて行うこと。
7. その他
 - (1) 服装等 業務遂行中は、来園者に対し、除草作業等の実施中であることがわかるような服装を着用すること。また、来園者に対しては、常に親切、丁寧を旨とすること。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の監督職員と協議し、指示を受けること。

＜作業内容＞

- 1 除草・清掃（落葉・ゴミ等）：23,158㎡
延べ人数：222日×2人＝合計444人
- 2 草刈り、山系圃場管理：4,065㎡
 - ①万葉庭園
刈り払い機：年4回（概ね5月、6月、8月、10月）
 - ②南側山系圃場
刈り払い機：年3回（概ね6月、8月、10月）
- 3 芝管理：7,230㎡
 - ①芝刈り：年5回（概ね6月、7月、8月、9月、10月）
ハンドガイド式草刈り機、刈り払い機を使用
 - ②芝施肥：特記仕様書で指定する肥料を使用
 - ③芝目土：真砂土を使用
 - ④芝薬剤散布：特記仕様書で指定する発芽抑制剤を散布
- 4 剪定：対象樹木約1000本、年3回
- 5 病虫害防除：対象樹木約1000本、年3回（害虫多発時）

＜除草、清掃の各月作業日・員数計算＞

月	作業員2人
4	20
5	22
6	23
7	23
8	23
9	22
10	21
11	20
12	18
1	10
2	10
3	10
合計	222

222日×2人＝合計444人